平成２８年（フ）第８号
茨城県鹿嶋市大字須賀1249番地157
債務者　菅田　好和
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１６号
千葉県鴨川市広場1177番地２
債務者　御簾納久美（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県旭市蛇園2899番地１　レオパレスメゾンドアイ旭飛103号
債務者　菅生　智弘
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
千葉県匝瑳市今泉4881番地25
債務者　梶山　栄里
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６４１号
川崎市多摩区菅仙谷３丁目１番17―402号、前住所愛知県知多郡阿久比町大字植大字南本会下22番地　コットンヒルズ102号
債務者　伊集院英樹
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目16番２号
債務者　三浦アツ子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
川崎市幸区小向仲野町３番２―306号、前住所川崎市幸区紺屋町３番地１　コウジーコート幸　401
債務者　山田　弥生（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
川崎市中原区宮内４丁目11番４号　ジェームスハイツＢ　102
債務者　田島久美子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
川崎市中原区井田１丁目23番19号　ハウス若葉　101
債務者　惠守　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
川崎市麻生区高石２丁目38番13号　和田コーポ　106
債務者　手塚　惠子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
川崎市高津区久末95番地１　ハイツＩＳＯ　103
債務者　片寄　五男
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
川崎市高津区久末95番地１　ハイツＩＳＯ　103
債務者　片寄スミ子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉　１―115
債務者　栗島　和美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
川崎市麻生区王禅寺東５丁目２番９号
債務者　木村　勇仁
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
川崎市幸区南加瀬５丁目21番７号　南加瀬コーポ　101
債務者　見上　令子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
川崎市川崎区池上町７番６号　コーポ山城　202
債務者　石井　　孝
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
新潟市江南区砂岡３丁目５番24号、前住所新潟市江南区城山４丁目８番13号
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部